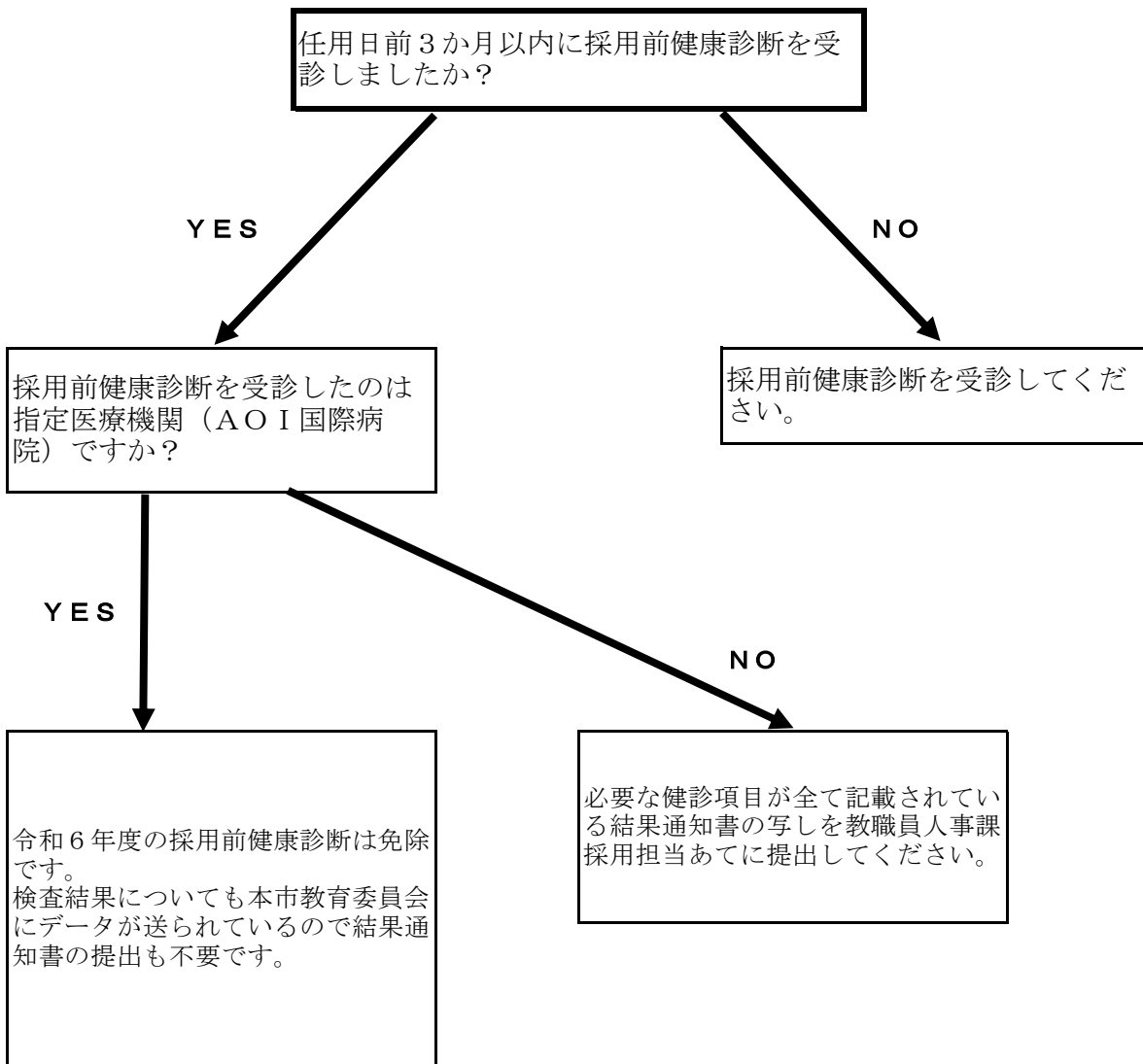


## 非常勤講師として任用される方へ



### ※任用日前3月以内とは・・・

令和6年4月から任用となる場合は、令和6年1月1日以降に採用前健康診断を受けていれば免除となります。令和6年1月1日より前に採用前健康診断を受けている場合は採用前健康診断を受ける必要があります。